

令和4年度障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

公立大学法人富山県立大学

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の全ての組織が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達対象施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（別記1）であって、富山県内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。また、対象とする物品等は、施設等が供給するものとする（別記2）。

4 調達の目標

令和4年度に法人が調達を推進する施設等が供給する物品等の調達目標額は100千円とする。

5 調達の推進方法

- (1) 施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な執行に留意しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、随意契約により優先的に施設等から物品等を調達するよう努める。
- (2) 法人の全ての組織をあげて、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。
- (3) 施設等に対し、物品等の品質向上や新商品開発のほか、物品等に関する情報の提供や供給の円滑化などについて主体的な取組みを促すなど、施設等との協働により調達の推進に努める。

6 調達実績の公表

年度終了後に、遅滞なく調達の実績を集計し、法第9条第5項の規定により、その概要を法人のホームページへの掲載等により公表する。また、年度途中における調達状況の把握など、進行管理にも努める。

別記1 障害者就労施設等

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援A・B型事業所
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件（以下を全て満たす）

- ・障害者の雇用者数が5人以上
- ・障害者の割合が従業員の20%以上
- ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

別記2 調達の対象とする物品等

物品	事務用品	ノート、ペン立て、ハガキ、カード等
	小物・雑貨・記念品	布、木工、陶器、プラスチック製品、花苗等
	日用品・生活雑貨	衣類、手ぬぐい、雑巾、石鹸、入浴剤、竹炭
	食品	穀物・野菜類（豆腐、漬物、キノコ類含む）
		畜産類（卵、地鶏）
		パン類
		菓子（ケーキ、焼き菓子、ジャム等）
		弁当・惣菜・飲料
その他（茶葉、しいたけ栽培キット等）		
役務	印刷	普通印刷（ポスター、リーフレット、冊子等）
		名刺印刷
		封筒・はがき印刷
	清掃・園芸・管理	障子張替え、タイヤ交換等含む
	封入・シール貼り・仕分け・発	配達・ポストイング含む
	情報処理	データ入力、テープ起こし等
	リサイクル事業	回収、分別、仕分け作業等
	売店・飲食店運営	下ごしらえ、接客、配膳、食器洗い等
その他サービス	洗車、バンド演奏、その他下請業務	